

執筆担当 中島慶二

危機的な湿地の減少

二〇一二年に日本語版が発表されたIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）「生物学的多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」（環境省）

「年さらに加速している」とし、陸
における湿地の生態系の減少の度
合いが極めて高いことを強調した
(一九七〇年から二〇〇八年の間
で年間〇・八%の割合)。(p二六
「根拠」第四項:「人類は地球上の
生命に支配的な影響を与え、陸域
淡水域、海洋の自然生態系の減少
を引き起こしている」より抜粋)
また、毎年三百六十億円の第五

また、海洋生態系に関する第五項でも「(中略)一九七〇年から二〇〇〇年にかけて海草藻場の面積が一〇年に一〇%の割合で減少した。過去一五〇年間で生きたサンゴ礁の面積がほぼ半減し、二〇〇〇年から三〇年では、水温上昇と海洋酸性化がその他の減少要因と相互に作用して影響を増幅し、

淡水生態系の減少率は特に高い。内陸水域との減少傾向は先進国と開発途上国に共通してみられる。

○○○年時点で残っているものは

わが国では「生物多様性国家戦

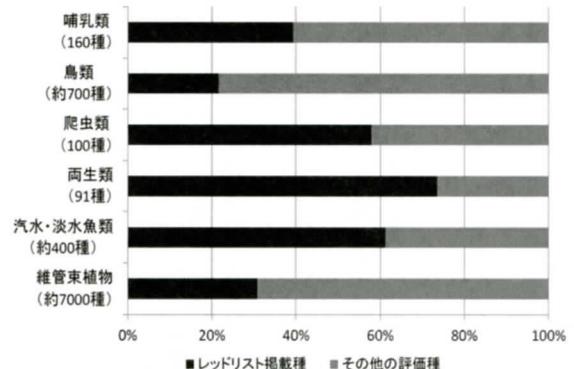


図 環境省レッドリスト2020における分類群ごとの絶滅危惧種数割合(生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021)

が要請される「国家湿地政策」としての位置付けもなされている。とはいっても、湿地だけを取り上げた章があるわけではない。森林など他の生態系と同様に、各章に関連記述がばらばらに存在しているにすぎず、湿地にターゲットを絞った現状分析や保全戦略、再生戦略が書かれているわけではない。

略二〇二三」、「二〇三〇」のキーメンセージにおいて、「環境省第四次レッドリスト（第五回改訂版）に掲載された脊椎動物の五〇%以上が生活の全て又は一部を淡水水域に依存している陸水生態系の種である」と記述し、生物多様性の減少や劣化のうち、湿地に関連する生物種が危機的状況であることを記述している。

略二〇二三二一〇三〇) のキー・メソードにおいて、「環境省第四次レッドリスト(第五回改訂版)」に掲載された脊椎動物の五〇%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種である」と記述し、生物多様性の減少や劣化のうち、湿地に関連する生物種が危機的状況であることを記述している。

このように、本研究では、陸水生態系の保全と再生に向けた具体的な方針として、まず、陸域の湿地に関する具体的な施策としては、湿地開拓による灌漑用水確保、下水処理施設等の施設空間における水辺の保全・創出、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークの形成、多自然型川づくり、健全な水循環に係る啓発促進、などがある。さ

多自然型川づくり、健全な水循環に係る啓発促進、などがある。さらに、湿地に限定されないが、劣化地の再生・回復に関する調査検討、劣化した生態系の再生の強化、自然再生の促進が取り上げられて いるものの、ほとんどは関連する

「国家湿地政策」としての 生物多様性国家戦略

日本の生物多様性国家戦略は、

既存施策を羅列したものと読むべきであろう。法的根拠や規制のない、科学的評価による重要な湿地の選定は行われ公表されているとはいえ、日本では生物多様性国家戦略のほかには、湿地保全に関する国としての方針や計画は存在しない。

台湾の湿地保全施策

近隣国の状況はといえば、韓国も台湾も、湿地をターゲットにした法制度を整備している。

九九年に制定され、台湾では二〇一三年に「湿地保育法」が制定されている。いずれもラムサール条約の国内法またはそれを意識して制定されているもので、日本のような既存法制度を活用するやり方とは異なる。

ここでは台湾の湿地保育法について取り上げる。台湾の湿地保育法は、ラムサール条約の国内対応法という基本的な性格がある。台湾は中国との関係でラムサール条約に加盟していないが、仮に加盟していれば必要となる、条約に基づく国際的な責務を果たすために

ラムサール湿地に当たる国際級重要湿地の指定に加え、国家級や地方級の重要な湿地の指定を行い、湿地保全施策を進めている。

特筆すべきなのは、重要湿地においては、ノーネットロスを目指したミティゲーションの原則を法定化していることである。

湿地保育法第二七条の柱書には次のように原則が明文化されていて、各レベルの政府は、第二〇

補償が困難な場合は、他の形態の生態系補償が認められる」（以下略。機械翻訳による）。

湿地保全施策の必要性

われわれの文明は、農業や工業の発達開発に伴い、これらの産業に適した平坦地、沿岸地域が集中して

もともとあつた湿地をつぶすことでの発展を遂げてきた側面がある。また、居住地・都市としての快適性や合理性を追求することが、河川の氾濫原の縮小やそれに伴う水域の減少を推し進めてきた。文明としての合理性が本質的に湿地の存在と相いれない、すなわち現代文明と湿地がトレードオフの

関係にあるのだとすれば、相当強制的な施策を構築しない限り、さらに湿地減少が進むことが予測さ

れる

30 by 30は湿地を

湿地をターゲットに施策を開発することは、ネイチャーポジティ

状況改善のためには必須であろう
30 by 30目標は、森林率が高いわ
が国においては実質的には既に達
成されていて、国土全体の生物多
様性保全に力を發揮することはそ
れほどないと予想している。むし
ろ現在必要なのは、湿地など劣化
が著しい生態系タイプの種別ごと
に30 by 30目標を定めることでは
ないだろうか。

参考文

環境省・「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け

要約／日本語版 (二〇二二)
環境省：「生物多様性及び生態系サービスの
総合評価 (二〇二二)」、(一〇二一)
篇ほか、「台湾における「湿地保全法」関連制
度に関する研究」日本建築学会計画系論文
集、二〇一六

中島 慶二 ● なかじま けいじ

一九八四年環境庁入庁、野生生物課長などを歴任。二〇一七年より二〇二四年まで江戸川大学国立公園研究所長。